

# 会員規約

一般社団法人 日本ホームステージング協会

令和 2 年 3 月 16 日改訂

## 第1条(会員規約)

この会員規約は一般社団法人日本ホームステージング協会(以下「当協会」と表記する)の提供するサービスの利用に関する基本的な事項、権利義務、会費、入退会等、当協会の運営、並びに会員活動の基本事項を定めることを目的とする。

## 第2条(定義)

この会員規約における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下の通りとする。

1. 「賛助会員」(以下「会員」と表記する)とは、当協会との間で会員申込を締結している者とする。  
法人、個人等が締結した会員申込書に基づいて次に定義する会員の総称で、法人及び団体を「法人会員」、個人は「個人会員」とする。

## 第3条(規約の適用範囲)

1. この会員規約本文と他の利用規約等の定めと異なる場合、当該会員規約の定めが優先して適用されるものとする。

## 第4条(規約の変更)

1. 本規約の改廃は、理事会の決議を経るものとし、会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとする。変更後の会員規約は、当協会がホームページに表示した時点、もしくは郵送にて送付した日より効力を生じるものとする。

## 第5条(当協会からの通知)

1. 当協会は、表示その他が適当と判断する方法により、会員に対し隨時必要な事項を通知する。
2. 前項の通知は、当該通知内容を表示した時点より効力を発する。

## 第6条(入会の申込と承諾)

1. 当協会の入会を希望する者(以下「申込者」と表記する)は、所定の会員入会申込書により、入会申込を行うものとする。
2. 申込者は、入会申込を行った時点で、この会員規約の内容に対して承諾したものとする。
3. 当協会は申込者に対し、必要な審査、手続等を経た後にこれを承諾する。
4. 会費は、当協会が定める以下の方法で支払うものとする。なお、支払いに伴い振込手数料等が発生した場合は、会員の負担とする。
  - (1)当協会が指定する金融機関口座への振込みによる支払い
  - (2)その他、当協会が指定する方法による支払い
5. 会費は、前納で支払うものとする。
6. 次年度以降の会費の支払いは当協会が指定する方法による支払いとする。

## 第7条(申込の不承諾)

1. 当協会は、審査の結果、申込者が以下のいずれかに該当する場合、入会申込を承諾しないことができる。
  - ① 申込者が実在しない場合
  - ② 申込の時点で、会員規約の違反等により、強制退会処分もしくは入会申込の不承諾を現に受け、又は過去に受けた事がある場合
  - ③ 申込者の申告事項に、虚偽の記載または誤記、記入漏れがあった場合

- ④ 申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかであり、申込の手続が法定代理人によって行われていない場合
- ⑤ 申込者が不法な行為により、罪を犯した場合
- ⑥ 当協会の業務の遂行に支障があると当協会が判断した場合
- ⑦ 反社会勢力である場合

#### 第8条（会員の更新）

1. 会員資格の有効期間は、当協会が入会申込書を受付け、その入会を承認し、第6条に定める会費の入金を確認したときから1年間とし、以後、第11条による退会の申し出、または第12条による除名、若しくは会員資格の喪失がない限り、自動的に更新されるものとする。

#### 第9条（会員への提供サービス内容等）

1. 当協会は、本規約に基づき、会員に対し別途定めるサービスを提供する。
2. 提供するサービス、および諸条件は当協会よりは案内またはホームページにて通知する。
3. 当協会は、提供するサービスについて適宜見直しを行い、ホームページでの事前告知をもって、サービスの一部、または全部を変更・中止、および中断ができるものとする。

#### 第10条（変更の届出）

1. 会員は、住所、電話番号その他当協会への届出内容に変更があった場合は、速やかに当協会に所定の方法（書面の提出、オンライン上の送信、電話連絡等）で変更の届出をするものとする。
2. 前項届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当協会は一切責任を負わないものとする。

#### 第11条（カードの再発行）

1. 認定者の都合（紛失、盗難、氏名変更等）によってカードを再発行する場合、2級認定カードは2,000（税抜）円、1級認定カードは3,000（税抜）円がかかるものとする

#### 第12条（退会）

1. 会員は、当協会が定める所定の方法にて届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事由を除き、退会の2ヶ月以上前に当協会に対して予告する。
2. 法人会員の役員および従業員（以下「社員」と表記する）が退職などした場合は、その社員に関しては当協会の会員サービスは受けられなくなるものとする。
3. 退会した場合、当協会のサービスは受けられなくなるものとする。退会後、当協会のサービスの提供を受けるには、再度、第6条に規定する入会申込みの手続きを行ったうえで再度利用できるものとする。

#### 第13条（除名）

1. 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当協会は会員の資格を一時停止、または除名することができる。
  - ① 会員が虚偽の事項を登録したことが判明した場合
  - ② 会員が本規約またはその他の規則に違反した場合
  - ③ 会員が当協会の名誉を著しく傷つけたと当協会が判断した場合
  - ④ その他当協会が会員として不適当と判断した場合
2. 当協会は、同条1項に該当する会員に対して、すでに受領した入会金・会費や参加費用等の金

錢の払い戻し等は行わないものとする。

**第 14 条(権利帰属)**

1. 当協会が提供するサービスに含まれるノウハウ、著作権その他の知的所有権は、すべて当協会に帰属するものとし、会員はこれを無断で利用することはできないものとする。
2. 会員は、当協会の事前の承認なしに、テキスト、文書、様式等当協会から提供されるあらゆる形のコンテンツの一部、または全部を複製、転載、改変、編集、翻訳、送信等をすることはできない。
3. 会員は、会員規約に基づく権利、および義務を第三者に譲渡または移転をし、貸与、または担保に供する等の行為は出来ないものとする。
4. 同条 2 項は、会員資格喪失後であっても適用されるものとする。

**第 15 条(協議事項)**

1. 本規約に定めのない事項や本規約事項の実行にあたり不都合が生じた場合は、社会通念に基づき、会員と当協会との間で協議し、円満に解決するものとする。

**第 15 条 (専属的合意管轄裁判所)**

1. 会員と当協会の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を会員と当協会の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**第 16 条 (準拠法)**

1. 準拠法および専属的合意管轄裁判所本規約は日本法に準拠する。

**附則**

平成 25 年 8 月 19 日より実施

平成 27 年 11 月 19 日 改訂

平成 28 年 3 月 3 日 改訂

平成 28 年 10 月 1 日 改訂

平成 28 年 11 月 30 日 改訂

令和 2 年 3 月 16 日 改訂